

令和6年度大阪府商工会連合会の取組内容

1. 大阪府商工会連合会のホームページ以下の通り掲載した。
 - ・9月3日 大阪府最低賃金改正と最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策のお知らせ
 - ・9月5日 雇用関係助成金のお知らせ
2. 令和6年度働き方改革等に係る事業者向け冊子の配布
3. 大阪府内の商工会・商工会議所で中小・小規模事業者の経営相談等に対応する「経営指導員」に対し、以下の研修を実施した。

開催日	テーマ
7月2日	中小・小規模事業者でも取組める価格転嫁対策 原材料価格、エネルギー価格、人件費等の高騰が続く中、地域経済が担う中小企業が付加価値を高めるためには、コスト上昇分の適切な価格転嫁が必要不可欠である。本研修では、中小・小規模事業者が取り組むべき価格交渉の準備や基本について解説した。
	価格転嫁対策に係る国の取組について 価格転嫁対策の現状や国の施策（パートナーシップ構築宣言等）を解説します。またパートナーシップ構築宣言の取組事例も紹介した。
7月5日	人材確保支援研修 「大阪産業局の外国人材確保支援施策について」 大阪産業局 HR 戦略部で実施している人材確保支援の紹介 今年度は外国人材採用を中心に解説した。 <ul style="list-style-type: none">・外国人材の入国状況・在留資格について・外国人材採用のステップ・活用事例紹介・活用ポイント・その他大阪産業局における人材確保施策について
	人材確保支援研修 「産業雇用安定センターについて」 産業雇用安定センターは人材の「出向・移籍（再就職）」の専門機関で、厚生労働省、経済・産業団体などとの緊密な連携のもとに全国ネットワークで「失業なき労働移動」の課題に取り組み、約25万人の就職を実現している公的機関である。 本研修会では産業雇用安定センターの概要及び取組を紹介した。

【参考資料】

政労使の意見交換提出資料賃上げ等に関する
ヒアリング調査結果（抜粋）

（全国商工会連合会作成）

大阪府商工会連合会

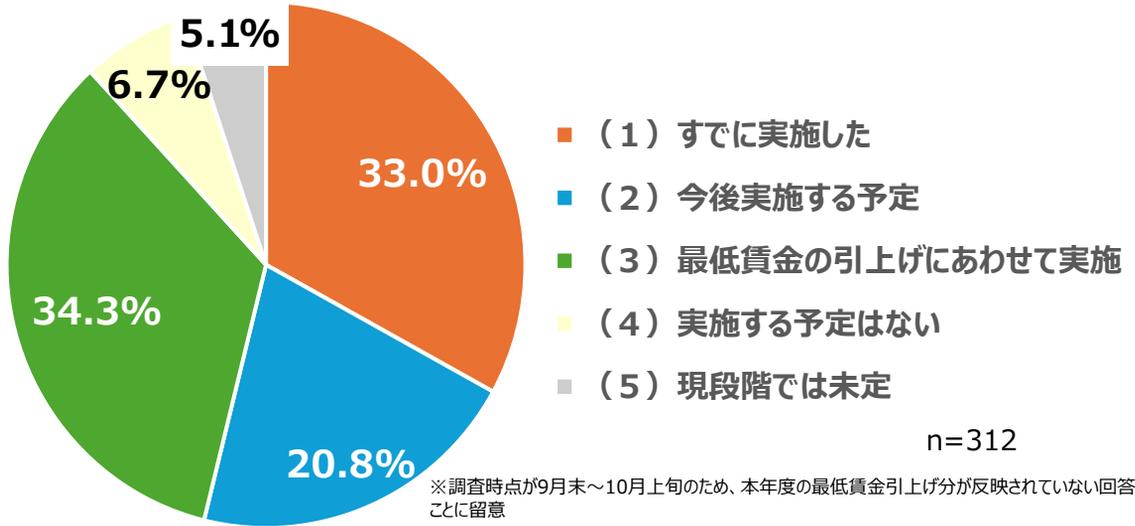
賃上げ等に関するヒアリング調査結果（抜粋）

調査時期：令和6年9月末～10月上旬

1. 令和6年度に賃上げした割合が約90%近く

・令和6年度の賃上げ状況は、「すでに実施した」・「今後実施する予定」「最低賃金の引上げにあわせて実施」の賃上げ実施事業者が90%近くを占める

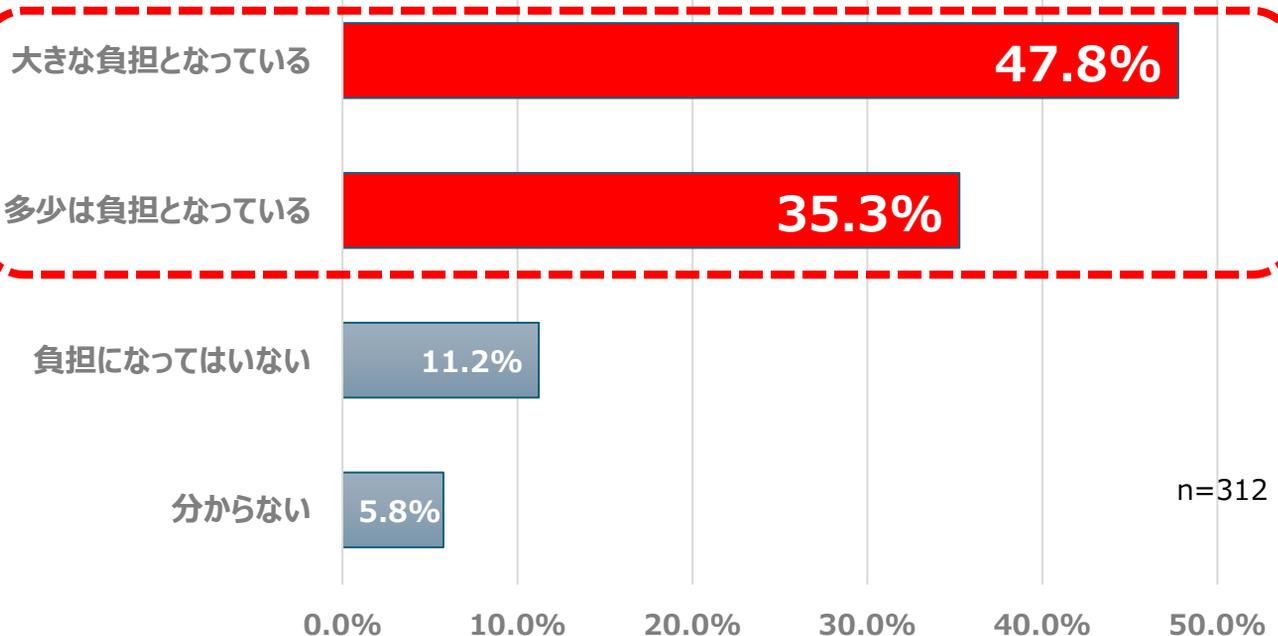
グラフ：令和6年度の賃上げ実施状況



2. 令和6年度の最低賃金引上げが負担となっている事業者は83.1%

・令和6年度の最低賃金引上げに伴い、賃金を引き上げる必要がある従業員がいると回答した事業者のうち、引上げが負担となっている割合は「大きな負担」が47.8%、「多少の負担」が35.3%で、合計すると83.1%にもものぼる。

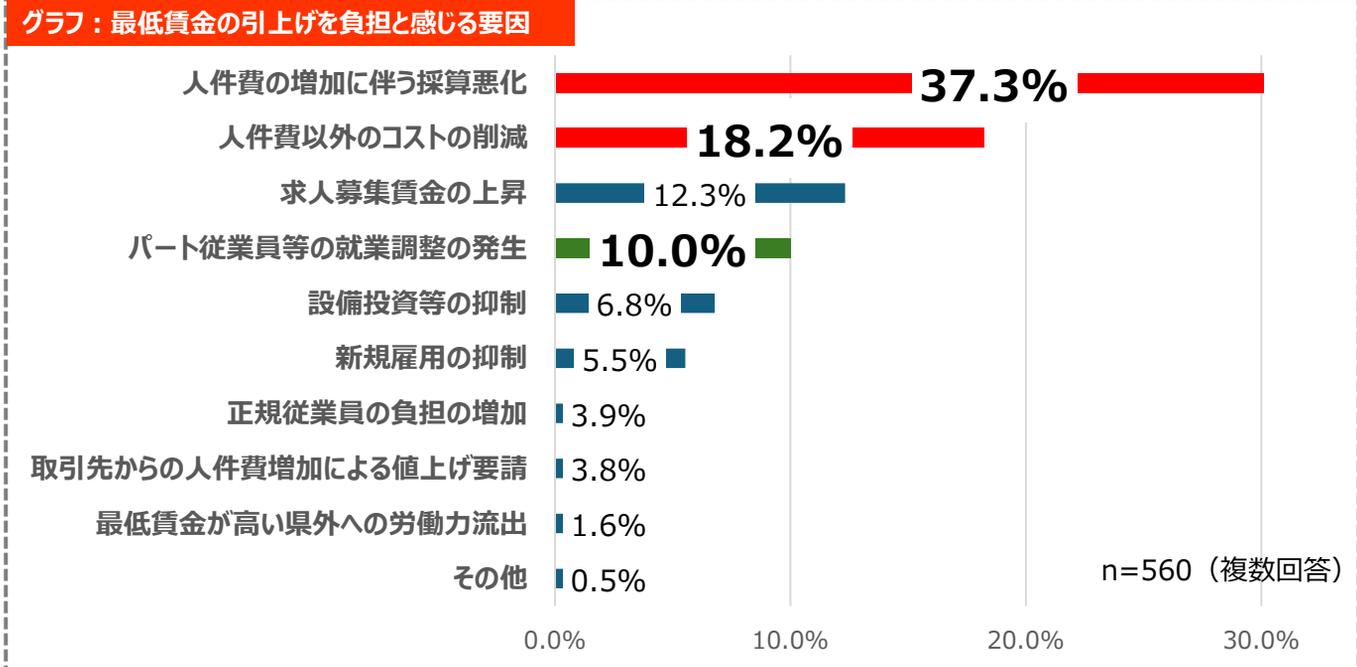
グラフ：令和6年度の最低賃金の引上げの負担感



3. 負担に感じる要因は「人件費の増加に伴う採算悪化」が37.3%

令和6年度の最低賃金引上げを負担と感じる要因

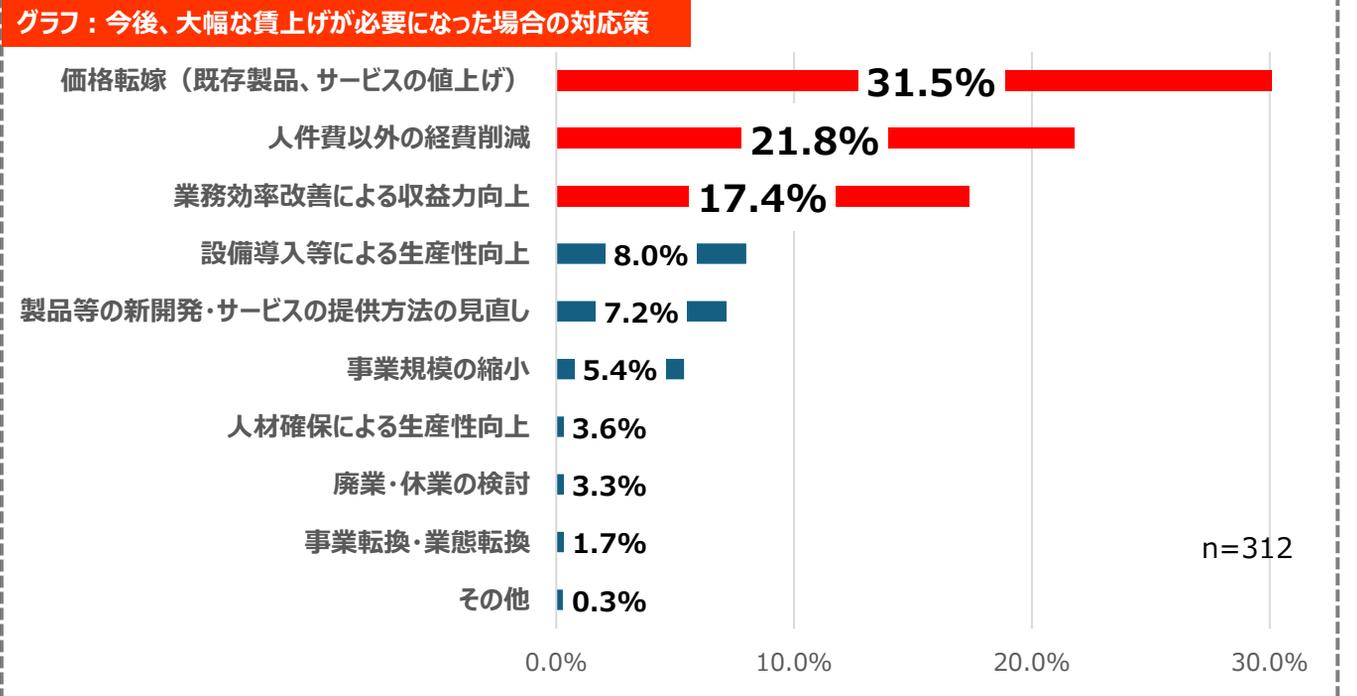
・令和6年度の最低賃金引上げに伴い、「引上げが負担となっている」と回答した事業者のうち、負担だと感じる要因として挙げたものは、「人件費の増加に伴う採算悪化」が37.3%、「人件費以外のコストの削減」が18.2%で、直接的なコスト増と、間接的なコスト対応が1位・2位を占めた。



4. 引上げへの対応は「価格転嫁」が31.5%、「経費削減」が21.8%

令和6年度の最低賃金引上げへの対応

・令和6年度の最低賃金引上げに伴い、賃金を引き上げる必要がある従業員がいる事業者で「引上げが負担となっている」と回答した事業者のうち、引上げへの対応は、「価格転嫁」が31.5%、「人件費以外の経費削減」が18.2%、「業務効率改善」「設備導入等による生産性向上」などが続き、価格転嫁と生産性向上を対応としてあげる企業が多くを占める。

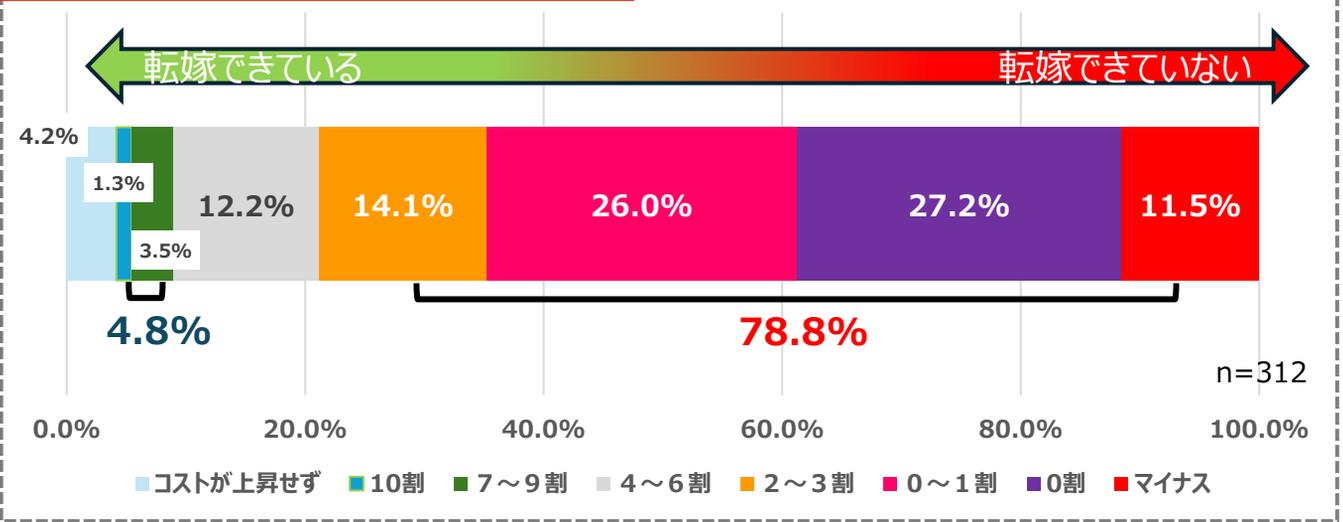


5. 労務費の価格転嫁ができていない事業者が78.8%

価格転嫁の状況

一方、引上げの対応で最も多かった価格転嫁の状況を見ると、労務費の上昇分の価格転嫁が「10割」・「7～9割」できていると回答したのはわずか4.8%であり、「むしろマイナス」や「0～3割」しか価格転嫁できていないと回答した事業者は78.8%にのぼり、労務費の価格転嫁が非常に困難である状況が浮き彫りとなっている。

グラフ：直近の労務費上昇分の価格転嫁の状況



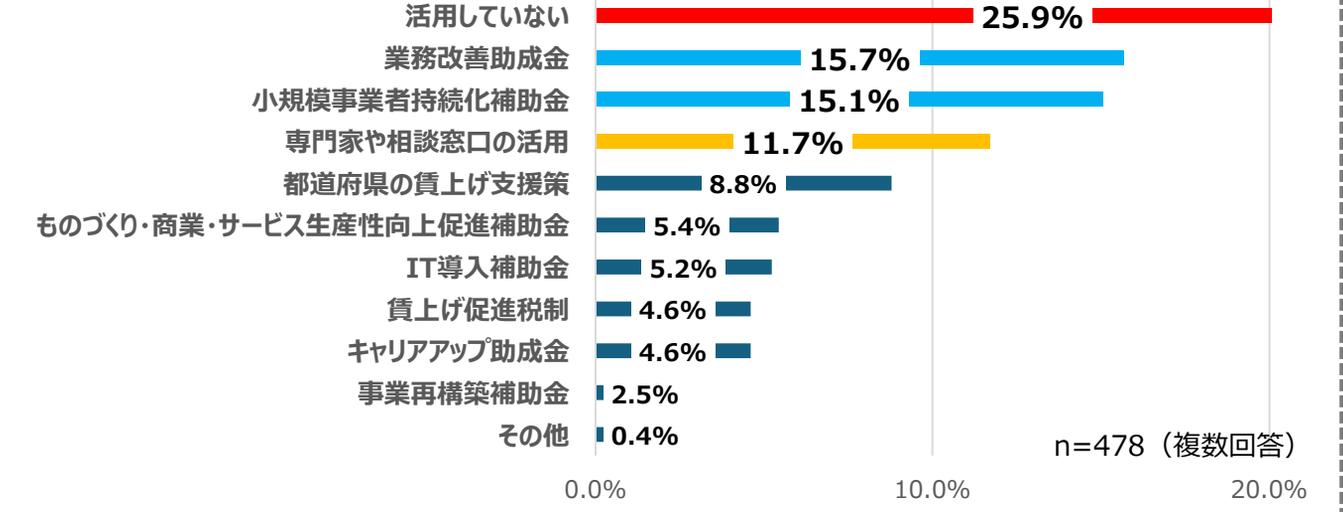
6. 支援策を活用できていない事業者が25.9%

最低賃金引上げに対応するために活用した（しようと考えている）支援策については、「活用していない」が**25.9%**と最も多く、8月の**最低賃金改定から10月以降の発効日までの期間が短いこともあり、支援策の活用まで対応できない事情が浮き彫りとなった。**

また、活用している支援策中では「業務改善助成金」が15.7%・「小規模事業者持続化補助金」が15.1%と多くを占めた。

さらに、専門家や相談窓口の活用が11.7%を占め、**引上げ額が大きくなるにつれて、単なる対象者の賃金引上げだけではなく、就業規則や給与テーブルの見直しなどが必要となるケースが増えるため、きめ細かな相談・支援体制が必要**になってきていると考えられる。

グラフ：直近の労務費上昇分の価格転嫁の状況



・調査方法：商工会職員が会員事業者からヒアリングを実施し回答
 ・調査時期：2024年9月末～10月15日
 ・集計方法：調査対象515事業者のうち、本年度の最低賃金引上げにより、賃金を引き上げる必要がある従業員が在籍している312事業者について集計